

電報類似サービス（電報に準ずる特定信書便役務）の受付用への 115番の使用について

1 背景

(1) これまでの115番の使用方法

○115番は、電報受付用の電話番号[※]とされており、これまでNTT東西の電報の受付に使用。

※1から始まる3桁番号（1XY番号）は、電気通信事業法に基づく「電気通信番号規則の細目を定めた件（告示）」によりその用途を規定。

○NTT電報は緊急時の通信手段などにも広く利用されていたが、現在では慶弔用が大部分を占め、ぬいぐるみ等を添えて提供するサービスなども開始（平成19年度取扱1,772万通）。

(2) 特定信書便事業者の動向

○平成15年4月の信書便法施行に伴い、電話やインターネット等により受け付けたメッセージ等を印刷し、台紙に添付等して宛先まで配達する電報類似サービスを提供する特定信書便事業者が参入（現在12者が電報類似サービスを提供）。

2 115番の新たな使用方法の検討

(1) 検討会の開催

○電報類似サービスの提供状況、特定信書便事業者からの要望などを踏まえ、総務省（総合通信基盤局）では、平成20年4月より「信書の送達サービス受付用への115番の使用に関する検討会」（座長：相田仁 東京大学大学院教授）を開催し、115番の新たな使用方法について検討を実施。

(2) 検討結果

○上記検討会において、115番を利用する利用者の利便性確保の観点を中心に検討を行い、電報と遜色のないものである等一定の条件（受付時間、配達時間、配達地域等）の下、特定信書便事業者が提供する電報類似サービスの受付用に115番を使用することは問題ないとの結論を得た。

3 告示改正の概要

(1) 告示改正

○上記検討会の結論を踏まえ、本年6月1日に、総務省において「電気通信番号規則の細目を定めた件（告示）」の一部改正を行い、115番は電報受付用に加え、特定信書便事業者が提供する電報類似サービス（提供条件が電報に準ずる特定信書便役務）の受付用にも使用可能となった。

(2) ガイドライン策定

○告示改正にあわせて、利用者の利便性確保のため、115番により信書の送達サービス受付を行う場合の利用者への周知方法や基本的なサービス水準等について、社団法人電気通信事業者協会において「信書の送達サービス受付用への115番の使用に関するガイドライン」を策定。

電報類似サービス受付用（電報に準ずる特定信書便役務）への115番の使用方法

